慶應義塾大学学術情報リポジトリ
Keio Associated Repository of Academic resouces

Title	学位授与者氏名及び論文題目；学位請求論文審査の要旨及び担当者
Sub Title	
Author	
Publisher	慶應義塾大学大学院社会学研究科
Publication year	2019
Jtitle	慶応義塾大学大学院社会学研究科紀要：社会学心理学教育学： 人間と社会の探究 (Studies in sociology, psychology and education : inquiries into humans and societies). No.88 (2019.) ,p.93- 108
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	学事報告
Genre	Departmental Bulletin Paper
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00069 57X-00000088-0093

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

学事報告

学位授与者氏名及び論文題目

修士（社会学）

第1445号　大塚　尚哉　一般交換の理論的考察―心理的負債感と評価の観点から―

第1446号　佐藤　信吾　戦争の記憶に関するメディア論的考察～特攻の記憶の構築、継承、忘却、利用～

第1447号　杉本　　巌　オンラインニュース利用者のニュースメディアに対する期待と機能の選択が時事問題に関する知識にもたらす影響

第1448号　入江真実花　日本メディアにおける台湾表象―現代台湾の社会変化に関する言説分析―

第1449号　大平　望実　罪悪感と満足感が水質汚染防止の行動意図へ及ぼす影響―計画的行動理論に基づく検討―

第1450号　夏　　天　中国における子ども期の親不在の研究―教育アスピレーションに関する分析を中心として―

第1451号　小正　貴大　離島過疎集落における地域包括ケアに関する考察―コミュニティベーストカンパニーに着目して―

第1452号　張　　佳依　中国の「80後」世代の親子関係―上海における一人っ子に対するインタビュー調査を中心として―

第1453号　陳　　司琪　受け手のセルフ・モニタリング、自我関与度、論拠が説得効果に及ぼす影響

第1454号　内藤　悠史　Jリーグクラブサポーターの「チーム・アイデンティフィケーション」を規定する要因～クラブの「ホームタウン」との関係性に注目して～

第1455号　永野　杏奈　映像広告に関するエスノメソドロジー研究―メタ広告の理解可能性に照準して

第1456号　吉川　春香　中国系ニューカマー第二世代の文化的アイデンティティ　中国のルーツのスティグマ化を防ぐには

修士（心理学）

第1457号　竹田　和朗　鳥類の優劣関係に伴う生理的変化

第1458号　秋本雅衣子　家庭連携型ソーシャル・スキルズ・トレーニング―ICTを活用した幼小就学移行支援の効果評価―

第1459号　韓　　天一　自閉スペクトラム症児の模倣を促進する要因の分析

第1460号　小山　雅代　自閉スペクトラム症児の生態学的空間における視知覚・共同注意

第1461号　瀬口　瑛子　鳥類の優劣関係に基づく3個体間相互作用の行動学的研究

第1462号　松本　拓也　マインドワンダリングと認知の個人差の影響過程に関する実験心理学的研究

修士（教育学）

第1463号	櫻間　慎乃	「独立自尊」の一考察―修身要領を手掛かりに―
第1464号	王　ミョウ	J・S・ミルにおける「市民」の形成について―「内的教養」という概念を手がかりに―
第1465号	吉川奈々子	教師の臨機応変な対応に関する一考察―授業後インタビューを用いた思考過程の分析―
第1466号	笹川裕可里	ヴァン＝マーネンの「現象学的記述」論―自らの教育実践を省察することの意義―
第1467号	辛　　嘉蕾	「アニメ」好きな中国人の日本語学習に対する動機づけの変化―留学生へのインタビューから
第1468号	張　　ロ	グローバル社会における中国の大学通識教育―国際比較の観点から―
第1469号	寺内　達哉	興味喚起を意図した情報の教示に関する一考察―社会科・地理的分野の授業実践から―

学事報告

学位請求論文審査の要旨及び担当者

博士（平成30年度）
博士（心理学）［平成31年3月23日］
甲　第5030号　松井　大

鳥類の採餌行動の感覚運動制御に関する生物心理学的研究

［審査担当者］

主査	慶應義塾大学文学部教授・大学院社会学研究科委員 文学博士	坂上　貴之
副査	慶應義塾大学文学部教授・大学院社会学研究科委員 文学博士	山本　淳一
副査	慶應義塾大学理工学部教授・大学院理工学研究科委員 博士（工学）	荻原　直道
副査	慶應義塾大学文学部准教授 博士（農学）	伊澤　栄一

論文要旨

本論文は，動物行動の進化モデルとしての鳥類を対象に，ヒトを含む動物の採餌行動の基礎となる到達把握運動について，感覚運動制御・神経・形態の3つの異なる点から検討を行った研究である。本論文は7章から構成される。序論である第1章，続く第2章から第6章では5つの研究成果を記し，第7章では総合考察がなされている。

第1章序論では，到達把握運動の基盤となる視覚－運動協調の制御メカニズムについて，ヒトあるいは霊長類の身体形態に着目し，効果器である手・腕と感覚受容器である眼との身体形態上の独立性を指摘し，本論文を構成する柱として，動物の到達把握運動における身体形態の制約・促進的な役割とその実行機構の理解の重要性という進化における行動と形態の関係に焦点を当てている。これらの背景をレビューした後で，「身体形態における到達把握運動は網膜座標を手・腕の身体座標に変換する座標変換過程を要する」という筆者自身の比較生物学的な視点を導入することで，霊長類に対して鳥類をモデルとした行動研究を進める意義を論じている。実際に，鳥類は効果器である嘴・首と感覚器である眼が同じ頭部に位置しており，霊長類と異なり，嘴・首を動かすと視野が連動する身体形態をもっている。それゆえ鳥類の嘴による到達把握運動（ついばみ運動）は，表層的には霊長類と類似の到達把握運動であっても，その視覚－運動協調機構が異なるという予想を導き，その解明を本論文の目的として，鳥類

の嘴運動制御の先行研究の詳細なレビューと共に明示している。

第2章では研究1として，プリズムメガネによって視野を側方に偏移させる実験操作が用いられ，視野偏移に対するついばみ運動軌道の順応過程がハトとカラスで比較されている。ハトとカラスが比較された目的は，鳥類のついばみ運動研究のモデルであるハトを用いることで従来示唆されている運動制御メカニズムを再確認するとともに，それとカラスの行動データから推定された運動制御メカニズムとを比較することが企図されている。ハトの研究によって理解されてきた鳥類のついばみ運動は，視覚の関与が運動開始直前の標的の定位に限られ，運動実行中に関与しないことが示唆されてきた。すなわち，事前の運動計画に従い，運動中には修正されない「フィードフォワード制御」下にあり，運動中に修正する「オンライン制御」下にはないという理解であった。プリズムによる視野が偏移したハト，カラスのついばみ運動の軌道の変容過程を解析することで，どちらの制御の可能性が高いかの検討がなされている。解析の結果，ハトは試行を重ねることで次第に運動軌道がプリズム装着前の軌道に回復し餌を取得できたのに対して，カラスは僅か数試行で餌を取得し，かつその軌道はプリズム装着前とは異なっていた。ハトの結果は運動中の視覚情報を用いないフィードフォワード制御という従来の仮説と一致するものであり，一方，カラスの結果はむしろ運動中の視覚情報の利用が想定されるオンライン制御仮説を支持するものであった。著者は，ハトとカラスの結果の差異を，静止した粒をついばむハト，動く小動物を捕捉するカラスという採餌生態と連関した運動制御メカニズムの種差として考察を行っている。

第3章の研究2では，研究1において示唆されたカラスのついばみ運動におけるオンライン制御の可能性について，移動物体に対するついばみ運動を数理モデル解析によって検証している。ついばみ運動の行動メカニズムをフィードフォワード制御およびオンライン制御それぞれについて数理モデル化し，移動物体の速度変化に対するついばみ運動の変化を説明するのに適したモデルパラメータを推定することで，いずれの制御メカニズムが機能しているかの同定を試みている。実験では，標的となる餌小片を水平移動させる装置を用い，移動速度の異なる3条件においてカラスに追跡捕捉させている。2つの制御メカニズムを分離同定する要所は，カラスの餌捕捉軌道がどの程度過去あるいは各瞬間の餌の動き・位置に対して生成されているのか，あるいは将来予測される餌の位置・動きに対して生成されているのかを運動データからモデル分析的に推定することである。解析の結果，カラスは餌の移動速度が遅い条件では各瞬間の餌の位置を基に運動調整するオンライン制御を行い，餌の移動速度が速いと将来予測される餌の位置に向かうように運動調整するフィードフォワード制御に切り替えていることが示唆された。このことは，カラスのついばみ運動がオンライン制御下にあること，かつ標的の運動学的特性に応じてフィードフォワード制御に切り替わるという，鳥類のついばみ運動では解明されていない柔軟な制御メカニズムの存在が示唆された。

第4章の研究3では，ついばみ運動中の視覚の関与によって促進される身体延長能力が検証されている。身体拡張は，道具使用行動にみられるような外界の物体を自身の身体と一体化させ操作制御する能力である。道具使用に代表されるこの行動は，自然界ではヒトをはじめとする一部の動物の採餌行動にみられる。その成立には，個体が把握・保持した物体を自らの身体の延長とみなす自己身体知覚とその運動を制御する視覚－運動協調のメカニズムが介在していることが霊長類において示唆されている。著者は，延長された身体の操作の基礎にある運動が到達把握運動であることに着眼し，鳥類におけるついばみ運動中の視覚の関与を研究1, 2とは異なる切り口から検討すべく，ハトおよびカラスの嘴を人工的に延長する独自の行動課題を立ち上げ，効果器の延長に対する順応過程について比較解析を行ってい

る。ハトおよびカラスの嘴に歯科用セメントで整形した人工嘴を装着することで本来の嘴を20%から30%延ばし，提示された餌小片をついばみ取得する運動の解析が行われた。嘴が延長された状態で餌を取得すると，嘴が延びた分だけ餌に到達する時間が早まるため，本来よりも早く嘴を開け始める必要がある。このような嘴開口タイミングの調整に焦点を当てた実験的設定と運動学的な解析によってハトとカラスの明瞭な種差を示す結果が得られている。カラスは嘴延長の直後から開口タイミングを早めており，餌取得の成功率低下は生じなかった。ハトは嘴延長後，数十から百試行を経ても開口タイミングが変化せず餌取得の成功率低下が続き，明瞭な運動調整は見られなかった。しかし，嘴延長の除去直後のハトのついばみ運動を解析すると，餌に到達する前に嘴を閉じるようになっていたことが確認され，ハトにおいても嘴の開閉タイミングの調整が潜在的に進行していたことが示唆された。これらの結果から，嘴延長という効果器の形態変化に対してカラスは速やかに運動調整し，ハトは緩慢に運動調整するという，研究1と同様の種差が確認され，カラスの到達把握運動は実行中に視覚を用いるオンライン制御が行われている可能性が支持された。

第5章の研究4では，嘴延長に対する運動学習に関わる脳部位の同定がなされている。研究3において，ハトにおいても嘴延長に対する潜在的な運動調整が生じた結果を踏まえ，ハトを対象に，嘴延長に伴う脳活動を免疫組織化学的手法によって測定している。神経細胞の短期的および長期的な可塑的活動の標識物質としてそれぞれc-fosおよびBDNFという2種のタンパク質が用いられた。嘴延長の有無あるいは期間の異なる3群を設け，大脳の体性感覚領域および運動関連領域における同タンパク質の発現量を計測している。その結果，嘴延長に伴ってc-fos発現量は群間に差が見られなかったが，BDNF発現量は体性感覚領域の嘴関連部位（bas核）において増加が見られた。この結果は，体性感覚領域の嘴情報を担うbas核が嘴延長に対する運動の可塑性に関与することを示唆している。鳥類においては身体拡張に関わる脳部位はこれまで報告がなく，研究4におけるこの結果は，到達把握運動およびそれを基礎とした身体拡張に関する大脳領域を初めて明らかにしたものである。

第6章の研究5では，自然下において霊長類以外で唯一道具作成が進化したカレドニアガラスを対象とし，身体拡張の特異な例としての同種の道具使用・作成にそれを促進する嘴形態基盤があるかどうかを，比較形態学的手法を用いて解明している。世界中に生息するカラス類のうち，カレドニアガラスを含む10種および後述する特徴的嘴形態をもつキツツキ1種の頭部標本をCTスキャンによってデジタル化し，3次元形態幾何学的解析法を用いて嘴の形態比較を行っている。嘴のサイズ要因を除去した比較形態分析の結果，一般的にカラス類の嘴は上下嘴の噛み合わせが下向きの湾曲面であるのに対して，カレドニアガラスの嘴が僅かに上方向に湾曲しながら噛み合わせが水平面をなすという極めて特異的な形態をしていることが判明した。この形態は，水平型嘴で知られるキツツキと比べても，僅かな上向き湾曲と嘴根元の太さの2点で特異的であった。筆者は，カレドニアガラスの特異な嘴形態は木枝などの道具を強く挟むのに適しており，これによって道具を視野正面に安定把握することで身体と一体化させ，その結果，嘴と道具の動きが連動することで道具の操作性向上を促進する形態学的基盤となっていると考察している。

最終章の第7章総合考察では，著者による一連の研究による成果とその生物心理学上の意義について論じている。著者は一連の行動実験研究によって，鳥類のついばみ運動メカニズムについて，視覚の関与が限定的なフィードフォワード制御に基づく従来の理解に加え，運動中に視覚が関与するオンライン制御を鳥類の一種であるカラスが備えていることを強く示唆したことを主たる結論として述べている。

そのうえで異なる採餌生態をもつハトとカラスの到達把握運動メカニズムの種差を論拠に，同運動メカニズムを採餌生態と関連づけて比較検討することの重要性を，今後の展望として提示している。さらに，道具使用と嘴形態との関係を明らかにした研究5に基づいて，今後の動物行動のメカニズムの解明には，従来の動物心理学・生物心理学が用いてきた行動や脳の比較に加え，形態学のアプローチを導入することの意義を主張し，本論文の結びとしている。

審査要旨

本論文の一連の研究は主に次の点で評価できる。

従来，鳥類を対象とした生物心理学研究の大部分は，ハトをモデルとして展開されてきた。それらの研究が解明してきたついばみ運動の感覚－運動メカニズムは，視覚の関与が限定的で運動中に修正の生じないフィードフォワード制御とよばれるものであった。ついばみ運動はすべての鳥類に共通する行動であるがゆえに，それが解明された90年代以降，同メカニズムが定説であった。著者は本論文の一連の研究において，主にハシブトガラス（以下カラスと記す）を対象に，同種のついばみ運動にフィードフォワード制御だけでなく，視覚による運動中の修正が可能なオンライン制御も関与し，2つのメカニズムが並存している可能性を示した。この成果は，鳥類のついばみ運動に関する従来の説を拡張しただけでなく，身体形態の異なる鳥類と霊長類あるいはそれ以外の動物の到達把握運動をメカニズムのレベルで比較可能にする土台を築いた点で，生物心理学に新たな展開をもたらす研究として高く評価できる。

また，本論文の要所となる研究1および研究3において，著者自身の研究対象であるカラスに加え，従来モデルのハトも用い，類似の実験課題を用いて直接，種間比較を行うことで，明瞭な種差を描き出すことを試みている。

さらに考察において，単に運動制御メカニズムにおけるカラスとハトの種差を見出しただけでなく，その差を静止した種子をついばむ採餌生態であるハトと，昆虫などの動く小動物を捕捉する採餌生態であるカラスという異なる採餌生態の違いに求め，採餌生態と到達把握運動のメカニズムとの関連という興味深い仮説の提示に至っている。今後著者自身が長い研究において取り組むべき，困難が予想されるもののその成果も期待される大きな目標を得たという点で評価しておきたい点である。

さらに，本論文の一連の研究は，これまで行動とその神経機構の比較を主たるアプローチとしてきた生物心理学研究に，形態比較という斬新なアプローチを導入した点で高く評価できる。著者は，道具使用という特殊な採餌行動をついばみ運動の拡張機能と捉え，ついばみ運動を感覚－運動レベルで記述し，そのメカニズムの理解に迫ろうとした。しかし研究を進める中で，カラスのついばみ運動の柔軟性を実証しながら，一方で，同種の曲がった嘴がそもそも道具把握を妨げる要因となっていることに気づいた。これを梃に，嘴形態の比較解析を行い，カレドニアガラスの嘴が道具把握に適した特異な形態に進化していることを明らかにした。

一方，研究3においては嘴形態に左右されない人工嘴課題を独自に立ち上げ，身体延長という切り口からついばみ運動と道具使用の行動メカニズムの接続を試みており，研究5の限界ともなっている単なる形態解析から一歩進めた実証的研究への展開と考えることができる。カレドニアガラスの室内導入は環境保護の観点から厳しく規制されており，現実的には行動実験が困難であったことも考慮するならば，そのような状況下で国内外の標本を用い10種比較をやり遂げた努力，ならびに形態学研究を取り

込んだ著者の試みとその成果は高く評価できる。

本論文は以上のように高く評価できる一方で，公開審査会（2019年1月25日）においては以下のような問題点も指摘され，それに対する著者からの回答を得た。

研究1や3において，カラスとハトのついばみ運動はメカニズムが異なるのではなく，方略の違いに過ぎず，種差と結論付けることに慎重であるべきではないかとの指摘がなされた。この指摘に著者は自覚的であり，研究1や3は，これまでハトモデルで構築された鳥類のついばみ運動のメカニズムの理解を前進させることがまず必要であり，指摘された問題への深い検討にまでは至らなかったとの回答があった。著者は今後この課題に取り組むために，ハト，カラス以外の鳥類を用い，採餌文脈がもたらす運動方略の制約の検討を行いたいとの回答が併せてなされた。

さらに研究1を含め，ハトと比べてカラスの運動軌道が個体間や試行間でばらつく要因を，例えば胴体や後肢などを含めた身体全体の運動として解析することで理解する視点が必要との指摘があった。著者も同様の視点を持っていたが，本研究では計測技術の制約上困難であったとの回答があった。しかし，ついばみ運動を嘴と頭部だけでなく身体全体の運動として理解するアプローチは，今後の研究で実際に取り組む予定であるとの回答があった。

研究2の移動物体追跡課題はカラスのみを対象としていたが，論文全体の構成を踏まえると，ハトを用いた検証も必要ではないかとの指摘があった。これに対し著者からは，当該課題はオンライン・フィードフォワードの2つのメカニズムを切り替える柔軟性が必要であり，ハトはその柔軟性が低いという研究1の結果を踏まえ，ハトでの検証を行わなかったという回答があった。ただ，ハトが同課題を遂行できるか今後確認したいとの回答が併せてなされた。

さらに，研究2で採用している追跡運動の数理モデルは，並進運動成分を考慮せず，回旋運動成分のみを考慮しており，追跡運動が数理モデルシミュレーションによって標的へ収束することを確認することでモデルの妥当性を検討する必要があるとの指摘があった。これに対して著者からは，現有のデータをもとにシミュレーションを行うことで，標的への到達を確認する解析を今後行うという回答と，今後の展開として並進運動成分を含めたモデルを検討するとの回答が併せてなされた。

研究4では，疑似嘴による身体延長に関わる神経回路の検討（研究4）が，ハトでのみ行われており，カラスを用いた検討も必要でないかとの指摘があった。これに対し著者からは，神経活動標識に用いる抗体がカラス脳標本では反応が生じず，数種類の抗体を試したものの同様に標識反応が得られなかったため，やむを得ず断念したとの説明があった。この点は論文構成としては残念ではあるが，容易には解決困難な技術的問題による事情であった。また，嘴延長に対する運動学習の脳内部位の可塑性が示されたとしているが，それが視覚運動協調を直接反映しているものであるかについては，学習過程をより詳細に分析するべきであるとの意見があった。

心理学的研究として全体を俯瞰すると，被験体からの環境操作の側面が弱い印象を受けるという指摘があった。それに対し著者は，プリズムや人工身体延長など被験体の効果器の操作という被験体に対する環境操作の側面では典型的な実験心理学的アプローチをしてきたが，本論文で取り組んだ鳥類のついばみ運動研究がこれまで立ち遅れており，記述的な解析から進めざるを得なかったとの回答があった。同時に，本論文の成果を発展させる上で，環境側への操作実験を今後展開したいとの回答が併せてなされた。

以上に挙げられた指摘や問題点は，今後の研究において克服可能なものである。本論文を構成する

個々の研究の水準は高く，むしろそこから得られた問題点に取り組むことでさらなる発展が期待される一連の研究として評価することができる。以上の点を鑑み，審査員一同は本論文が博士（心理学）学位を授与するに値するものと判断する。

博士（平成30年度）
博士（社会学）［平成30年10月10日］
甲　第4972号　鈴木　慶孝

現代トルコの政治社会変動
――民主化，イスラーム復興，ナショナリズムの政治社会学的考察――

［審査担当者］

主査	慶應義塾大学法学部教授・大学院社会学研究科委員 博士（社会学）	塩原　良和
副査	慶應義塾大学名誉教授・前大学院社会学研究科委員 社会学博士	関根　政美
副査	日本大学文理学部教授 文学修士	粕谷　　元

1．論文の概要

本論文は，鈴木慶孝君が慶應義塾大学大学院社会学研究科社会学専攻在学中に書き上げて提出した博士学位請求論文である。本論文の目的は，多民族帝国から国民国家へと移行したトルコの国民概念と国民統合政策の経緯と現状を分析し，民族的・宗教的多様性と矛盾する政策のため国民社会の分断が進むトルコ共和国における，国民的連帯の再構築に向けた課題を示すことにある。

トルコ共和国はオスマン帝国の後継国家として1923年に成立し，世俗主義を掲げた近代的国民国家建設を進めてきた。その後，政治的・社会的な自由・平等・民主化の実現と民族・宗教的多様性の承認を公式に標榜しつつも，実際には国民のトルコ化が目指され，さらに20世紀後半からは国民のイスラーム化を目指す方向性が強まった。2018年現在のエルドアン公正発展党（AKP）政権では宗教的・民族的非主流派への抑圧は一層強化され，国民の分断が進んでいる。

しかしトルコ社会でも人権・自由・平等の思想が浸透し，強権的な姿勢で多様性を抑圧する政策を押し通すことは難しくなっている。EUとの関係構築のうえでも，国内の多様性を承認していく必要がある。そのためにも，トルコ共和国における国民概念の矛盾や国民統合政策の機能不全の要因や経緯を明らかにし，国民の分断を修復する道を模索しなければならないというのが，鈴木君の問題意識である。とりわけ鈴木君は，多民族帝国から近代的国民国家へと移行する過程でシヴィックな国民概念を憲法で掲げておきながら，その後はトルコ語を話しトルコ文化を共有するスンニー派イスラーム教徒を「トルコ国民」とみなすエスニックな国民概念が運用されてきたという「トルコ性」の二重性に注目し，それを様々な政治・社会現象を題材に分析している。

本論文は，鈴木君が渉猟したトルコ語や英語で書かれた大量の一次文書資料，整理されつつ徹底的に

読み込まれた膨大な先行研究，そして現地での聞き取りやフィールドワークから得られたデータを駆使して書かれている。そうした豊富な資料をもとに，鈴木君は現代トルコの国民統合とナショナリズムの特徴と変遷をマクロな視座から描き出そうとしている。すなわち，本論文は社会学・社会変動論の観点からの国民国家・ナショナリズム研究として構想され，そこに歴史社会学的な叙述のスタイルも取り入れられている。他方で，本論文には日本語で書かれた現代トルコ地域研究としての側面もある。なお，本論文には既に刊行された6本の査読付き紀要論文（慶應義塾大学大学院社会学研究科『人間と社会の探求』および同法学研究科『法学政治学論究』に所収）等の成果も反映されている。

2. 論文の構成と各章の要旨

本論文の構成は以下の通りである。本文A4版229ページ，目次や文献リストを含めて約280ページと，博士論文として十分な分量である。

序
　第1節　研究背景と目的
　第2節　本研究に関連する諸課題
　第3節　本論の構成
第1章　ケマリスト時代のトルコ国民とトルコ人概念の検討
　第1節　ケマリスト改革と世俗化政策
　第2節　トルコのナショナル・アイデンティティーと国民概念
　第3節　人種・民族概念を基軸とするトルコ人の構築
　第4節　トルコ人と上位アイデンティティ――Türklük と Türkiyeli
第2章　政治社会変動とトルコ・イスラーム総合政策
　第1節　政治社会変動――1950年代から70年代まで
　第2節　複数政党制時代のナショナリズムの理念
　第3節　トルコ・イスラーム総合政策とオザル政権
第3章　宗務庁による国民統合政策とトルコ・イスラーム
　第1節　宗務庁の組織構造と存在理念
　第2節　宗務庁長官による宗務庁組織，トルコ社会に対する視座
　第3節　宗教的諸価値の本質化――トルコ・イスラームの理解
　第4節　宗務庁による在外トルコ系同胞の統合
　第5節　ユーラシア・イスラーム会議
第4章　アレヴィーの包摂と排除
　第1節　ナショナル・アイデンティティーとアレヴィー
　第2節　トルコ・イスラームとアレヴィー・アイデンティティー
　第3節　アレヴィー・アイデンティティーの歴史的表象と起源の創造
　第4節　現代トルコの政治的，社会的条件下のアレヴィー
第5章　クルド人の排除と抑圧
　第1節　クルド人の統治，社会運動とPKK

第2節　国家非常事態宣言下のクルド社会の崩壊と国内避難民
第3節　クルド問題解決に向けたオジャランとクルド政党の見解と要請
第6章　ギュレン運動と多様性の包摂に向けた諸課題
第1節　ギュレン運動の組織構造と活動概括――緩やかなネットワークと不透明性
第2節　ギュレンとギュレン運動への中傷キャンペーンと国家勢力からの批判
第3節　ギュレンの政治的視座と民族主義的，文化保守主義的アイデンティティー
第4節　ギュレンとギュレン運動の課題――多様性是認と社会的包摂に向けて
第7章　公正発展党政権下の民主化プロセスと国民統合
第1節　「保守民主」,「脱アイデンティティー政治」政党としての公正発展党政権
第2節　公正発展党政権による民主化改革とクルド問題
第3節　公正発展党政権下の国民概念とトルコ性――刑法第301条をめぐる議論から
終章　現代トルコの国民的連帯と統合の展望と課題
第1節　国民概念とナショナル・アイデンティティーの矛盾
第2節　ムスリム・トルコ人国家の亀裂
第3節　「国民的な価値観」の再構築
第4節　平等な「トルコ国民」創造に向けて
引用・参考文献一覧
あとがき

以下，各章の内容を紹介する。

序では，前述した鈴木君の問題意識と本論文の目的が明示される。トルコの国民統合のあり方を全体的に把握するためには，国民概念の中心である「トルコ性（Türklük）」の具体的な構成要素を，様々な政治的，社会的事象を通じて理解することが必要であるという見通しが示される。そして先行研究を概観したうえで本論文の位置づけを明確にし，論文の構成が説明される。

第1章では，トルコの国民統合政策の基盤をなす「トルコ性」やナショナリズムのあり方，そして一般には政教分離・世俗主義と理解される「ライクリッキ（laiklik）」概念をめぐる先行研究が整理され，それらの特色と形成過程が概説される。トルコの西洋近代化は，建国の父であるムスタファ・ケマル・アタテュルクと，その支持者であるケマリストらによる共和人民党の一党独裁体制により進められた。そこで標榜された「世俗主義」は「政教分離」を名目としつも実際には，スンニー派ムスリム住民中心の社会秩序を維持していくために宗教活動を統制してきた。そのために，イスラームを監督・規制する国家組織である宗務庁が設立された。その結果，スンニー派以外の宗教の信仰の自由や宗教の政治的利用は厳しく制限されることになった。こうしてトルコ共和国の国民概念は，形式的には市民的で世俗的な国家を標榜し，国民間の平等をうたいながら，実際には民族的・宗教的多様性の抑圧を伴うものとなった。

憲法上では，トルコ国民概念は国籍の観点から規定され，非ムスリムのマイノリティー以外は，その宗派や民族的出自に関わらず，みなトルコ国民・トルコ人（Türk）であるとされ，平等な法的・政治的権利と自由が形式的には保障された。このトルコ共和国の公式な国民概念を，本論文では「ケマリスト・ナショナリズム」と呼ぶ。しかし他方でトルコ政府は，スンニー派ムスリムであり中央アジアを起

源とするトルコの民族史，言語，文化的諸価値を創造し，それを土台にしたトルコ人概念やナショナル・アイデンティティーも追求してきた。こうしたエスニックな国民概念を，本論文では「トルコ・ナショナリズム」と名付ける。トルコ政府は公式にはケマリスト・ナショナリズムを掲げつつ，実際にはトルコ・ナショナリズムを擁護・優先してきた。こうしてシヴィックとエスニックのふたつの「トルコ性」が並立しつつ，事実上は後者が優越するという二重性が，現代に至るまでトルコ国民概念の特徴となった。

第2章では，現代トルコの国民統合イデオロギーである「トルコ・イスラーム総合（Türk-İslam Sentezi）」政策の理念と，1950年から80年代の政治・社会状況のなかで同政策が形成されてきた過程が考察される。ライクリッキを採用した政権の下で，1950年代以降に都市化・産業化が急速に進んだ結果，貧困層が増大し経済格差が拡大した。一方，政権が採用した国家資本主義的経済政策に対抗する社会主義運動，共産主義運動，マルクス主義運動，労働組合運動なども台頭した。こうした対抗的な政治運動の展開は1945年の複数政党制の導入により促進され，様々なイデオロギー，アイデンティティー集団が台頭，衝突するアナーキー状態がもたらされた。この間，秩序回復を目指した軍部によるクーデターも頻発した。

この混乱を収束すべく，1980年代に採用されたのが「トルコ・イスラーム総合」政策である。それは祖国愛を醸成し国民意識を強化するイデオロギーであり，義務教育課程にも「宗教文化と道徳知識」科目(DKAB)として取り入れられた。様々な政策が打ち出されるなかで，一般社会でもイスラーム復興の流れが強まっていった。しかしトルコ・ナショナリズムとイスラームを称揚する国民概念の変化は，それが包摂しえない一部の国民と主流派国民との分断を深めることになった。一方，複数政党制の時期において主要政党が掲げた国民概念は曖昧さを含みつつ，依然としてシヴィックなケマリスト・ナショナリズムを基調としており，トルコ・イスラーム総合政策やイスラーム復興の推進との乖離が生じた。

第3章では，宗務庁関係者とその歴代長官の著作や発言から，その国民統合とトルコ・イスラームに対する姿勢を明らかにする。宗務庁は共和国初期に，政治や迷信から解放された「純粋なイスラーム」を振興するために設立され，1980年代以降，トルコ・イスラームの奨励とイスラームの国家管理を通じて国民的連帯と統合を醸成することを目的とした。トルコのライクリッキでは，宗務庁のみが正当にトルコ・イスラームを代表して宗教活動を行うことができる。それ以外の活動は「不純なイスラーム」「宗教の政治的利用」として，社会秩序の破壊とみなされ，宗務庁によって規制される。規制される側であるアレヴィーやクルド政党は，宗務庁は憲法が掲げるシヴィックなケマリスト・ナショナリズムに反すると主張している。実際，宗務庁は宗教的な側面からトルコ・イスラームとトルコ・ナショナリズムの普及に努め，その活動は国内のみならず国外でも活発化した。それには，ギュレン運動のような在外トルコ系社会でも広がりを見せていたイスラーム運動の台頭に対抗する意味もあった。

第4章では，主に宗教的な差異に基づき周辺化されてきたアレヴィーとトルコ政府の関係の経緯と現状が考察される。非スンニー派であるアレヴィーは，スンニー派の教義を強制する宗務庁やDKABの廃止を主張し，スンニー派と同等の地位を獲得するために組織活動を展開してきた。ただしアレヴィーはトルコ民族だけではなく多様な諸民族とその文化的伝統を含み，一枚岩的な集団ではない。トルコ民族が起源とされる「アナトリア・アレヴィー」は，トルコ民族の諸価値を共有する存在だとされる。しかしトルコ政府はアレヴィー全体を承認することはなく，その他のアレヴィーはトルコ国民の民族的・宗教的な同質性を乱し，共和国原則やシステムを侵害するとして否定され，抑圧の対象になる。それゆ

えアレヴィーは宗務庁やDKABによって堅持された「トルコ・イスラーム」に包摂されるか，それに反対して「トルコ・イスラーム」自体の解体を目指すかという岐路に立たされる。だが前者はトルコ国家が「民族としてのムスリム・トルコ人」社会であることを認めることになり，シヴィックなケマリスト・ナショナリズムを否定することになる。そして後者はアレヴィー以外のあらゆるマイノリティーの包摂につながるため，トルコ・ナショナリズムに抵触する。いずれの場合も国民概念の変更が必要になってしまう。こうしてトルコ政府にとってアレヴィーは，国民統合にとっての難問であり続けることになる。

第5章では，クルド系トルコ国民が共和国建国以来，民族的差異に基づき排除，抑圧されてきた経緯と現状が分析される。クルド系国民は，ケマリスト・ナショナリズムがうたう「トルコ民族と同等の権利と自由」とはかけ離れた状況に追い込まれ，クルド・アイデンティティーに基づく権利は承認されず，トルコ民族への同化を強いられてきた。一方，クルド人の運動は当初，比較的穏健な民主化・経済発展を要求していたが，分離独立を目指す武装闘争路線のクルド労働者党（PKK）が1980年代に台頭した。国家非常事態宣言のもと，クルド系の一般住民も武力衝突に巻き込まれ，トルコ東部・南東部のクルド人が多く住む地域は荒廃した。多くの死傷者と数百万人の国内避難民が生み出され，故郷に残ったクルドの人々もトルコ政府に武装を強要され，PKKとの戦闘に巻き込まれていった。トルコ政府はPKKの支持者を分断するために，農村部のクルド人を都市部に移住させようと画策したとされる。その結果，都市部には多数のクルド系国内避難民が移住し，社会経済的な困難に直面した。現在もPKKとトルコ政府の戦闘は収束しておらず，東部・南東部地域は荒廃している。公正発展党（AKP）政権は国際社会との協力により国内避難民救済策を実施したが，その効果は疑問視されている。PKKは党首オジャランの捕縛以降，トルコ政府との対話路線へと舵を切り，分離独立に固執しない柔軟な姿勢を見せている。

PKKや他のクルド系政治勢力は，トルコ・ナショナリズムやトルコ・イスラーム総合といった理念・政策の変更や，宗務庁やDKABの廃止を求めている。代わりに民主主義，基本的人権，自由といった概念と制度に基づく改革と，国内の多様な文化，言語，宗教を包摂するというトルコ共和国の国民統合政策の根本的な再構築を強く求めている。これは一部のアレヴィーの主張と共通し，ケマリスト・ナショナリズムの理念にも合致するものである。

第6章では，宗務庁の元官僚である宗教指導者フェトフッラー・ギュレンを精神的支柱とするギュレン運動の特質とその社会的影響が考察される。ギュレン運動は，多様性の是認，異文化・異宗教間対話や民主主義の促進を掲げつつ，イスラーム的な倫理観と精神性を尊重した近代的な社会や個人の発展を求めている。ギュレンとギュレン運動は国内外で大きな社会的影響力をもつが，宗務庁によるイスラーム統制を揺るがすとされ，宗教を政治的に利用する「不純なイスラーム」としてトルコ政府から「テロ組織」として弾圧されている。しかしギュレン運動は，あくまで西洋近代とイスラームの調和を求めた政治・社会運動である。それゆえトルコ・イスラーム総合を掲げる現政権とも，むしろ親和性が高い。ギュレンの思想では，アレヴィーやクルド人は「寛容」の対象として他者化され，「我々」トルコ人からは除外されている。つまりギュレン運動はトルコ・ナショナリズムやトルコ・イスラームを前提としており，それによって排除・抑圧されるアレヴィーやクルド人を包含する国民概念の再構築を志向するものではない。

これまで述べてきたように，トルコ共和国ではスンニー派の「民族としてのムスリム・トルコ人」が

一級国民としての地位を占めてきたにもかかわらず，建前上「世俗国家」が掲げられてきた。第7章で論じられる，2018年現在も続くエルドアン大統領率いるAKP政権の国民統合政策も，同様の特徴をもつ。AKP政権は当初，国民の分断を解消するために「脱アイデンティティー政治」を掲げ，民主化改革を実行し，アレヴィー，クルドを含む諸集団を包摂しようした。そしてシヴィックなケマリスト・ナショナリズムに基づく，国籍に基づく国民概念を強調した。しかしこうした民主化やクルド問題解決への取り組みは成功していない。クルド人に関しては，AKP政権はクルド語のメディア・教育での使用を部分的に解禁するなどしたが，それをもってクルド問題が解決されたと主張し，安全保障におけるテロ問題や低開発の問題へとすり替えている。トルコの民主化を要求してきたEUとの関係が悪化したことで，民主化も停滞している。むしろ近年のAKP政権は，強権主義的な手段によって国内の多様な主張を封殺しようとしている。

トルコでは，「トルコ国民」「トルコ性」を侮辱すると刑事罰に処される。しかし，それが何を指すのかは明確にされていない。主要政党の所属議員たちの発言を分析すると，トルコ国民やトルコ性についての理解は，基本的にケマリスト・ナショナリズムに依拠している。これに対して少数政党・クルド政党に所属する議員たちは，トルコ性が実際にはトルコ・ナショナリズムを意味していると批判した。ここにもトルコ性の認識をめぐる対立が生じている。

終章ではこれまでの議論を総括しつつ，現代トルコが国民の融和を達成し，国民統合を確立していくための課題が考察される。国民概念やトルコ性の認識をめぐる矛盾や対立は，それらの定義を公式には曖昧なままにしながら，実質的にはスンニー派の「民族としてのムスリム・トルコ人」と一致させようとするトルコ政府の政策によって生み出されている。人民共和党による一党独裁体制，複数政党制の時代，そして現在のAKP政権に至るまで，公式の国民概念では多様な民族，文化，宗教，言語をもつ人々が，共通の歴史観，理想，意志を通じてトルコ国民として連帯し統合することがうたわれてきた。しかし実際にはスンニー派の「民族としてのムスリム・トルコ人」が優先され，トルコ社会の多民族・多言語・多宗教性は抑圧され，国民統合は達成されてこなかった。アレヴィーやクルド人の歴史，文化，宗教，伝統は，シヴィックなケマリスト・ナショナリズムのもとでは，「国民的な豊かさ」として包摂されるべきものである。しかし実際には，それらはエスニックなトルコ・ナショナリズムにとっての「国家不可分性の侵害」と認識され，トルコ国民であるにも関わらず自由や権利が制限されている。

建国当初，トルコの国家エリートや知識人はトルコ社会の多様性を認識していたが，国民国家建設のためにエスニックなトルコ・ナショナリズムに依拠せざるを得なかった側面がある。しかしその後，シヴィックなケマリスト・ナショナリズムとエスニックなトルコ・ナショナリズムの二重性がもたらす社会の分断に，トルコ共和国は直面してきた。それゆえ「多様性に開かれたトルコ」という共和国本来の理念に基づいた国民統合を推進するには，多様な出自の国民の存在を前提とした国民概念を再構築する必要がある。そのために，トルコの国民概念と現実の状況との乖離が，国民の間に広く認識されなければならない。

「民族としてのムスリム・トルコ人」中心の社会で，アレヴィーやクルド人の諸権利を段階的に承認するという既存路線を続けるにしても，よりリベラルな新たな国民概念を構築するにしても，トルコ政府と社会には困難と論争が予想される。しかし「トルコ・イスラーム総合」政策を続けていけば，国民の分断はさらに悪化していくだろう。トルコ社会の安定を実現する，包摂的な統治の実現に向けた対話を展開していくことが重要である。

3. 論文の評価

現代トルコの国民統合をめぐる問題について，歴史をさかのぼって様々な角度から詳細に考察し，その矛盾と課題を鋭く指摘した点に本論文の学術的価値がある。冒頭で述べたように，本論文には社会学・社会変動論的なナショナリズム研究としての側面と，現代トルコ地域研究としての側面がある。以下では，この両面から本論文を評価する。なお，この評価には2018年7月31日に実施された博士課程学位請求論文公開審査会での鈴木君の報告と審査者，一般参加者との質疑応答も反映されている。

社会変動論の観点からのナショナリズム研究として見たとき，本論文の特徴は，主に文書資料（現地調査で収集したものを含む）を用い，今日の状況を分析する際にはヒアリングやフィールド調査の成果などを適宜折り込みながら，トルコ共和国の国民統合の全体像とその変遷をマクロな視点から描き出していることである。これはE。ゲルナー，B。アンダーソン，A。D。スミスといった代表的なナショナリズム研究者の方法論と共通しており，本論文は社会学的ナショナリズム論の常道に沿ったものである。特に本論文には，スミスに代表される歴史社会学的な視点の影響が見られる。スミスに師事し，日本におけるこの分野の第一人者であった上智大学の故・吉野耕作教授が慶應義塾大学大学院で開講していた講義を，鈴木君も受講していたことも影響しているであろう。この鈴木君の方法論は，大学院での最初の指導教授であった関根政美名誉教授が探究してきた学風でもある。その意味で本論文は，日本及び慶應義塾における社会学的エスニシティ・ナショナリズム研究の系譜を継ぐものである。

第1章では，トルコ共和国における国民概念とナショナリズムに関する諸見解が，他国のナショナリズムの研究者にも参照可能なように明快に整理されている。しかし本論文の基調をなす「シヴィック／エスニック・ネイション」,「世俗主義・政教分離」といった概念的道具立て自体は新奇なものではない。むしろ本論文の強みは，この研究領域ではあまり取り上げられてこなかったトルコという国家に焦点を絞り，その国民統合理念の変遷を建国当初から現在のAKP政権に至るまで，政策の変遷や政治家・官僚の言動，宗務庁の活動，反体制側の見解などを通じて，トルコ語で書かれたものを含む膨大な資料を用いて綿密に分析した実証性にある。またアレヴィー，クルド人，ギュレン運動といった，共和国政府と対立関係にある集団・運動と政府との関係に注目し，トルコの国民統合を多様な観点から考察している点も注目に値する。これらを扱った各章は，国民国家のナショナリズムと宗教的・民族的マイノリティーの関係を論じた貴重な事例研究となっている。こうした詳細な分析の結果，シヴィックなケマリスト・ナショナリズムとエスニックなトルコ・ナショナリズムという二重基準の存在と，それがトルコ政治のなかで実際にどのように運用され，宗教的・文化的非主流派との関係にどのような影響を与えてきたのかが，具体的かつ説得的に明らかにされている。すなわち本論文は国民統合とナショナリズムという切り口から現代トルコの社会変動の全体像を実証的・多角的に描写した労作であり，現代国民国家におけるナショナリズムや社会変動のあり方に関心をもつ研究者に，貴重な比較対象を提供するものである。

また，本論文によって明らかにされたトルコにおけるライクリッキのあり方も興味深い。西洋を起源とする政教分離や世俗主義といった理念は，近代化に伴いイスラーム国家に導入されると政府と民衆の摩擦を生み出しがちである。しかしトルコの場合，イスラームを一方的に抑圧することなく政府が統制することで，シヴィックな国民概念と両立させる努力が積み重ねられてきた。しかし，トルコのライクリッキは非主流派の宗教・民族集団を抑圧する装置としても機能し，政府によるイスラーム復興の動きに対する歯止めにもならず，国民秩序の動揺を抑えることはできなかった。それゆえ，トルコを「世俗

主義」国家の成功例とみなすことには慎重であるべきだが，欧米的な政教分離とは異なる政治と宗教の関係を考える際に，本論文の記述は有意義な示唆を与える。

次に，現代トルコ地域研究としての本論文の評価を述べる。日本のトルコ研究の主流は，依然として歴史研究である。それゆえ本論文における社会学的考察は，現代トルコ地域研究に貴重な貢献をなす。また本論文では，関連する先行研究が網羅的によく参照されている。広義の現代トルコ論に関する先行研究の整理（3〜5頁），トルコの国民国家論に関する先行研究の整理（5〜9頁）は簡にして要を得ていて，それ自体が現代トルコ研究のよき導入となっている。

第3章では宗務庁が分析対象とされているが，トルコの国民統合を宗教の面で担ってきた宗務庁の組織構造を論じた上で，歴代の宗務庁長官の著作・発言などの一次資料を丹念に分析し，主に90年代以降の宗務庁の理念や立場を実証的に明らかにしている。この第3章は，それ自体が貴重な一つのトルコ宗務庁研究だと評価できる。

第4章では，トルコの宗教的マイノリティーであるアレヴィーの国民統合の問題が議論される。鈴木君が随所で指摘しているように，要するにアレヴィーは歴史的に「クズルバシュ」と蔑称されてきた非スンニー派集団の総称であって，その中にはトルコ人もクルド人も存在する。アレヴィー自身の間でも，その多様性ゆえに「我々は何者であるか」という全体としての自己認識が一向に定まらない。そうであるからこそ，トルコ政府は自ら創出しようとした「トルコ国民／トルコ人」の中にアレヴィーを融和的に包摂しようと不断に試みてきたが，著者はその政策の本質と限界を明らかにしている。本章では体制側の一次資料としてトルコ首相府の報告書（2009〜2010年）や「宗教文化と道徳知識」科目の国定教科書などが分析されていて，そこで明らかにされた内容はトルコのアレヴィー政策に関する研究の観点からも興味深く，貴重なものである。

このように，本論文は社会学的ナショナリズム研究としても，現代トルコ地域研究としても，博士学位にふさわしい内容を備えている。一方，本論文には大別して二種類の問題点や課題が見出される。

第一の問題点は，社会変動論・歴史社会学の観点からトルコを考察するという，本論文の採用した方法に由来するものである。すなわち，マクロな視座からトルコ国民社会とナショナリズムの全体像を俯瞰し，その変化の方向性をダイナミックに描き出すという鈴木君の意図は，史資料を綿密に読み込み，事実の細部を描写することを旨とする地域研究の手法との両立が難しい。もちろん先述したとおり，鈴木君は可能な限り細かく事実を記述しており，本論文は現代トルコ地域研究としても価値をもつ。しかしそれでも，地域研究として見れば歴史的・社会的事実の記述に踏み込みが足りない部分がある。たとえば第1章では，分析の背景にあるトルコ国内のスンニー派とアレヴィー間の宗派対立に関する記述が不足気味なことが，ライクリッキをめぐる議論をわかりにくくしている。ライクリッキの意図の一つは，「中立的な非宗教性」によってスンニー派・アレヴィー両宗派間の歴史的亀裂を修復することであったが，このことは第4章「アレヴィーの包摂と排除」においてもあまり説明されていない。第2章に関しては，1950 〜 70年代のトルコにおいて最も深刻な政治社会的亀裂であった，左派・右派間のイデオロギー対立が「トルコ・イスラーム総合」とどのように絡んでいたのかを，より掘り下げて考察してもよかった。公正発展党主導の国民統合の試みとその課題や限界を論じた第7章も，議論の焦点が絞りきれていない。

第二に，本論文は建国から今日にいたるトルコ共和国の国民統合のあり方を，政府や政党の政策や理念だけではなく，アレヴィー，クルド人，ギュレン運動といった非主流派集団の動向まで分析の射程に

含めて総合的に論じようとしている。これは明らかに，キャリアの浅い若手研究者にとっては荷が重いテーマである。にも関わらず鈴木君は研鑽を重ね，ひとつの国の社会変動の姿を，説得力を込めて丸ごとまとめきっている。その努力と能力は賞賛に値するが，やはり論じ残した論点も見受けられる。たとえばギュレン運動については，体制側がギュレン運動を強く警戒するのは，同運動が一定の影響力を持つ市民運動に発展した結果，体制と様々なレベルで競合するようになったからである。ギュレン自身やギュレン運動が本来持つ「ムスリム・トルコ性」は本論文でも指摘されているが，一方で市民運動であるがゆえに時代の価値観に敏感なギュレン運動は，多文化共存や宗教間対話などを説きながら，教育・広報活動などを通じてトルコの国民統合や宗務庁主導の宗教政策を側面支援あるいは補完する機能を果たしてきた。したがって体制側とイデオロギー的に親和性を持つとしても，体制や政権のお株を奪い，さらにはそれを切り崩す可能性が認識されたとき，体制側はギュレン運動勢力を「並行国家組織」（影の政府）と呼称して，弾圧に転じたと考えられる。ギュレン運動の「正体」や同運動がトルコの国民統合に果たしうる役割の限界を丁寧に分析・評価した本論文の手法は非常に手堅いが，ギュレン運動が結局のところ弾圧されるに至った本質的な理由が踏み込んで議論されてもよかった。

また本論文はトルコの国民統合をめぐる諸問題を考察した研究であるが，鈴木君が「国民的連帯と統合が機能不全に陥っている実態と，その原因を提示することで，その展望と課題の一端を提示する」（228頁）という問題意識を持っているならば，たとえば社会的・経済的格差と民族的・宗教的（宗派的）差別との相関関係についても考察がなされてもよかったのではないか。深刻な民族問題と宗教問題を抱えているトルコは，一方で民族的・宗派的出自にかかわらず学歴次第で社会的上昇が可能な社会でもある。そのことも踏まえれば，同一民族・宗派内における亀裂の問題にまで本論文はあまり深く切り込んでいないが，本来その点は無視できない問題であろう。

4. 結論

以上のように，本論文はトルコというひとつの国家の建国から今日に至る社会変動を，国民統合とナショナリズムという観点から分析した労作であり，社会学的ナショナリズム研究としても，現代トルコ地域研究としても価値ある博士論文だと評価できる。他方で，スケールの大きい挑戦的な研究であるがゆえの，細部における記述の不足や論じ残した課題があることも確かである。しかし，今年3月に博士課程を単位取得退学した鈴木君はまだ研究者としてのスタート地点に立ったばかりであり，これから研究を発展させていくなかで，上述した問題点や課題も克服していくであろう。それだけの能力と意欲を鈴木君が備えていることは，本論文によって十二分に証明されている。鈴木君は，日本の社会学・社会変動研究とトルコ地域研究の将来を担う貴重な人材である。

それゆえ審査者一同は，鈴木慶孝君が提出した本論文が，博士（社会学　慶應義塾大学）の学位を授与されるのにふさわしいと評価し，ここに報告する次第である。

以上